

ミツヒロニュース



先日、阪急うめだ本店に行きました。「発見がある。わくわくする。行きたくなる。『暮らしの劇場』のキャッチコピーの通り、20時前にも関わらず多くの人で賑わい、祝祭広場や12階までの吹き抜けなどの設計にも圧倒されました。まさに人が「集う」場所という感じです。広島にも「モノ」を売るのではなく「コト」を売る場所が出来れば良いなと思った光廣でした。 光廣 昌史

今月のトピックス

- ◎遺言、不動産取引、相続税対策…認知症になったらもう遅い!
- ◎今後の増税スケジュール
- ◎税務調査の基礎知識(9)「税務特有のリスク①」
- ◎年末年始に伴う休業のお知らせ
- ◎あとがき / 年の瀬を迎え

遺言、不動産取引、相続税対策…認知症になったらもう遅い!

(1) 認知症が進んでからでは遺言は遅い

遺言は、本人の意思がはっきりとしていないと認められません。裁判例をみると、遺言無効の裁判例は数多く、遺言者の生活状態・精神状態・担当医の診断・遺言の難易度・遺言作成時の状況等から遺言能力の有無を判断しています。

そのため、認知症の状況によっては、遺言が無効とされることがありますので、その前にぜひ遺言を作成してください。特に兄弟間でもめている、相続人の1人が行方不明であるなどの場合、相続が発生したあとの手続き（不動産の登記、金融機関の解約手続き）では、すべての相続人の実印が必要となりますので、1人でも実印がもらえないと相続手続きができないこととなります。

(2) 相続税対策のための成年後見

相続税対策としての土地処分やアパート建築がありますが、これも認知症が進んでからでは困難です。法的な無能力者と不動産取引をする人はいません。法律行為ができない相手と取引しても後で無効とされかねません。それなら成年後見制度で後見人をたてることです。後見人ならば財産処分についての代理権があり、取引相手のリスクはなくなります。

しかし、認知症が進んでからでは成年後見制度を利用した不動産取引を伴う相続税対策もできないのです。そもそも、相続税対策の利益を受けるのは本人ではなく相続人です。相続税対策は本人のためでなく相続人のためにあるのです。

ですから、相続人が成年後見人となり真面目に家の財産を守る為に相続税対策を行ったとしても、裁判所は、自分のために借金をさせて不動産活用をさせて、相続税対策をさせたのと同じと判断し、業務上横領の罪に問われてしまうのです。

(3) 税務調査も本人意思能力を確認

税務署も難関です。相続開始直前になんらかの相続税対策がなされたのならば、税務調査においてはそれが本人の意思かを厳しく問われます。

本人の意思能力なしで相続税対策商品を購入したとされれば、それは本人ではなく相続人の行為だとして否認されます。

(次頁へつづく)

(4) 成年後見人に関する事件

1 家庭裁判所がAさんの成年後見人にその甥を指名

甥は、成年後見人に指名された後、26回にわたり管理財産から計1,800万円を横領し自分の借金返済に充当します。

家庭裁判所は後任の成年後見人を選任し、家庭裁判所長が甥を刑事告発しました。

親族から窃盗した場合には本人からの告訴が必要との定めがありますが、このケースではそれは適用されずに業務上横領罪として懲役2年の実刑がなされました。

(仙台高裁秋田支部平成19年1月16日)



2 ある未成年後見人の横領罪

母は10歳の子を残して亡くなります。母は預金を残しました。また子は遺族年金の受取人になります。家庭裁判所は子の後見人として、同居の祖母(母の母)を未成年後見人に選任します。

つつましかった祖母や祖母の近所に住む兄(亡母の兄)夫婦の生活が、高価な新車や行楽と一変します。何が起こったのか。子の預金が消費されたのです。兄夫婦家庭の教育費も子の預金で賄われるようになります。

後見人を選任した家庭裁判所長がこの祖母と兄夫婦を業務上横領で告発しました。祖母は懲役3年執行猶予5年となります。

刑法には、親子親族などの間での盗みや横領などの刑を免除する「親族相盗」という規定があります。「法は家庭に入らず」との思想のもと、「親の財布から子がお金を盗んだ」等の財産的犯罪に国家は干渉を差し控え当事者間にゆだねています。

祖母側はこの規定をもとに「厳しすぎる」と控訴します。家庭裁判所が選任した未成年後見人は親族が否かを問わず誠実に財産管理する義務を負うのだから、未成年後見人は公的性格を有するのであり親族だからといって刑罰を免れるものではないと決しました。

(平成18年10月25日最高裁)

(5) 成年後見人の仕事

東京家庭裁判所の「手引き」には「本人を保護することが成年後見人等の仕事ですので、本人の利益に反して本人の財産を処分(売却や贈与など)してはいけません。成年後見人から、本人とその配偶者や子、孫など(親族が経営する会社も含む。)に対する贈与や貸付けなども、原則として認められません。相続税対策を目的とする贈与等についても同様です。」とあります。

成年後見人は、本人の利益のために、本人の財産を適切に維持し管理する義務を負っています。そのため、たとえ本人と成年後見人が親族関係にある場合でも、あくまで「他人の財産を預かって管理している」という意識を持って、成年後見人の仕事に取り組むことが大切です。

成年後見人が本人の財産を投機的に運用することや、自らのために使用すること、親族などに贈与・貸付けをすることなどは、原則として認められません。

成年後見人が、家庭裁判所の許可なしに、本人の財産から報酬を受けることは認められていません。成年後見人が本人の財産を不適切に管理した場合、成年後見人を解任されるほか、損害賠償請求を受けるなど民事責任を問われたり、業務上横領などの罪で刑事責任を問われたりすることもあります。

(6) 地主さんの相続税対策は

認知症の進行で本人確認が困難になれば、司法書士は不動産登記手続きに応じてくれません。そして成年後見制度でも対応できません。成年後見とした瞬間に相続対策目的の不動産活用処分や借地整理、贈与等は困難化し、現状で固定されます。対策せぬまま認知症となればすべての対応が困難になります。

地主さんには多様な対応が必須なので成年後見は無理があります。成年後見を避け、早めに、親族等への信託や財産移転等で対処しないといけません。



成年後見制度とは どのような制度なのか?

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方(ここでは「本人」といいます。)について、本人の権利を守る援助者(「成年後見人」等)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

対象となる方	判断能力が全くない方
申立てが出来る方	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市区町村長など
成年後見人等の権限	財産管理についての全般的な代理権、取消権(日常生活に関する行為を除く)
制度を利用した場合の資格などの制限	医師、税理士等の資格や会社役員、公務員などの地位を失う、選挙権を失うなど

今後の増税スケジュール

～来年以降増税が続く!!～



去る8月10日に平成26年4月より段階的な消費税増税が決定しました。消費税が上がるまで、約1年半もあるなあ・・・と思っているかもしれませんが、今後、消費税以外の税金についても、増税が決定しています！！

そこで、消費税を含む個人が負担する税金についてどのような税金が、いつ増税されるのかをまとめてみました。

平成	月	変更内容	家族給付
25年	1月	復興特別所得税導入	平成25年1月1日から平成49年12月31日まで所得税額に対して、2.1%の復興特別所得税が課税。つまり、給与所得者であれば、次の計算式が適用されます。 源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額 = 支払金額等 × 合計税率 (%) (※) 合計税率 (%) = 所得税率 (%) × 102.1%
		給与所得控除に上限設定	給与収入1,500万円を超える場合の給与所得控除については、245万円の上限が設定。これに伴い、給与収入1,500万円を超える場合は、所得控除できる金額が減額されてしまいます。
		退職金に係る住民税控除の廃止	退職所得に係る個人住民税の10%税額控除の制度が廃止。
		勤続年数5年以下の役員退職金への課税優遇制度廃止	勤続年数5年以内の法人役員等の退職所得について、退職所得控除額を控除した残額の2分の1とする課税方法を廃止。
	4月	国民年金保険料引き上げ	平成16年の制度改正で、国民年金の保険料は、平成29年度まで毎年280円ずつ引き上げられることになりました。ただし、この保険料額は物価や賃金の伸びに合わせて調整されます。 ※平成25年度は15,820円/月(予定)
9月	厚生年金保険料引き上げ	平成17年9月以降、毎年9月に引き上げられ、平成29年9月からは固定されます。現在(平成24年9月から平成25年8月まで)は16.766%。 ※平成25年9月から平成26年8月まで17.120%	
26年	1月	配当等の配当・譲渡益の税率アップ	上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率が適用されていましたが、税率20%の本則税率へ改正。
	4月	消費税8%化	消費税率が5%から8%へ改正
		国民年金保険料引き上げ	※平成26年度は16,100円/月(予定)
	6月	復興臨時住民税の導入	平成26年6月から10年間、年額1,000円増額。
9月	厚生年金保険料引き上げ	※平成26年9月から平成27年8月まで17.474%(予定)	
27年	4月	国民年金保険料引き上げ	※平成27年度は16,380円/月(予定)
	9月	厚生年金保険料引き上げ	※平成27年9月から平成28年8月まで17.828%(予定)
	10月	消費税10%化	消費税率が8%から10%へ改正

シリーズ9. 「 税務特有のリスク① 」

さて、今回は「税務特有のリスク」についてお伝えします。税務特有のリスクは、税務調査で突然顕在化するので注意する必要があります。

税金というのは、基本的な構造上、「担税力」があるから税金がかかってくるようになっています。つまり、「儲かった＝税金を払う」という構図です。しかし、税務にはややこしい規定がたくさんあって、この基本的な構図が崩れる場合があります。その典型例の1つが「交際費」です。

交際費というと、取引先と飲み食いをした場合に接待交際費になって、年間600万円までは損金になることは知っている方も多いはず。(正確には600万円以内でも10%は経費なりません)

しかし、税務上の交際費なる規定はかなり範囲が広いのです。相手方の歓心(関心)をかような行為はすべて交際費とされてしまいます。

例えば、自社の名前を入れて取引先にゴルフボールを配るような場合、これは広告宣伝費になりますが、相手方の名前を入れてあげて、ゴルフボールを作れば、これは交際費とされてしまうのです。

これは、相手方の名前を入れたゴルフボールを作ることで相手方の歓心(関心)をかおうとしているもので、飲みにつれて行くのと同じだという考えです。

社長としては当然経費になるだろうと思ってしていたことが、税務調査でいきなり、「これは交際費なので、全額は損金にはなりませんね」と言われ、追徴税額が発生するので、リスクでしかありません。

税務上の交際費を書き始めるとキリがありませんので、支出が交際費になるのかその他の経費になるのかは、国税庁のホームページで確認することができます。ぜひ参考にしてください。

交際費等と広告宣伝費との区分 <http://www.nta.go.jp/taxanswer/hojin/5260.htm>

交際費等と福利厚生費との区分 <http://www.nta.go.jp/taxanswer/hojin/5261.htm>

交際費等と寄附金との区分 <http://www.nta.go.jp/taxanswer/hojin/5262.htm>

参考文献： ■パードレポート ■家庭裁判所パンフレット「成年後見制度を利用される方のために」

年末年始に伴う 休業のお知らせ

平素は格別のお引き立てに預かり、厚く御礼申し上げます。さて、弊社の年末年始に伴う休業日は下記の通りになります。何卒、ご了承の程よろしくお願い致します。

休業期間：2012年12月29日(土)～
2013年1月4日(金)

尚、1月5日(土)より通常通り業務を行います。

あとがき 下田です。早いもので今年も残すところ僅かとなりました。この一年、ミツヒロニュースをお読み頂きありがとうございました。また、弊社主催セミナーに多数のご参加を頂きましたこと、この場をお借りしてお礼申し上げます。本紙、そしてセミナーでの情報が、皆様の業務や経営に少しでもお役に立てば幸いです。来年も皆様にとって有益となる情報をお届けする所存ですので、今後ともよろしくお願い致します。新しく迎える年が、皆様にとって、より佳い年になりますようお祈り申し上げます。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007
URL <http://www.office-m.co.jp>

